

SusHi Tech Global 成長加速プログラム運営事業者募集 質問回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 公募要項 P1 支援対象は「グロース期を中心に」との記載があるが、具体的な基準はありますでしょうか？（資金調達ステージ、現時点での海外展開の有無など）。 | 公募要項P4に記載のとおり、成長加速プログラムスタートアップの応募要件は、『「SusHi Tech Global Startups」に加入しているスタートアップのうち、成長加速プログラムの主旨・射程に合致しているとともに、プログラムを受けることによりさらなる成長が見込まれるスタートアップであること』としています。詳細については、協定締結後に都と本事業者との間で協議します。 SusHi Tech Global Startupsの対象要件は以下専用ページを参照ください。 https://sushitech-global.metro.tokyo.lg.jp/ |
| 2 | 公募要項 P1 支援対象のスタートアップは日本登記のみでしょうか？日本人CEOの海外登記スタートアップが日本市場でビジネスをしている場合、そういった企業も支援対象になり得るのでしょうか？ | SusHi Tech Global Startupsの対象は「東京において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること」としています。なお、成長加速プログラムの対象については別途協議の上決定します。 |
| 3 | 公募要項 P4, P8 に「本事業者が成長加速プログラムの一環として海外派遣プログラムを企画・実施する場合、本事業者が協定金を原資として実施し、都は負担しないことを原則とする。」と記載がありますが、一方でP4には採択スタートアップへの都の資金サポートの想定使途として、「グローバル展開を見据えた経費」が織り込まれており、デマケーションの判断が難しいと考えております。海外展開支援プログラムを実施した場合、スタートアップの海外渡航費、現地での経費等については、受託者の負担、都の負担のいずれになるのでしょうか？ | 海外展開支援プログラムを実施した場合、スタートアップの海外渡航費、現地での経費等については、本協定事業者の負担とします。スタートアップが都の資金サポートを海外展開に向けた経費として使用することは妨げません。 |
| 4 | 公募要項 P4② 1社あたり最大2億円の資金サポートに関して、コンサルへの固定報酬での業務委託は資金使途として認められるでしょうか？前提として、オーダーメイド型支援の支援スコープと当該業務委託の支援スコープは明確な線引きをする想定です。 | コンサルへの固定報酬での業務委託は資金使途として認められますが、本事業者（共同提案者含む）へのコンサル報酬（固定報酬・成果報酬）は原則として認めません。 |
| 5 | 公募要項 P4② 1社あたり最大2億円の資金サポートに関して、仮に上記のコンサルへの固定報酬での業務委託が資金使途として認められない場合、成果報酬（成果に対する手数料＝経費とみなせる）型での業務委託は資金使途として認められるでしょうか？前提として、オーダーメイド型支援の支援スコープと当該業務委託の支援スコープは明確な線引きをする想定です。 | コンサルへの固定報酬での業務委託は資金使途として認められますが、本事業者（共同提案者含む）へのコンサル報酬（固定報酬・成果報酬）は原則として認めません。 |
| 6 | 公募要項 P4②及びP6（3） 1社あたり最大2億円の資金サポートに関して、採択企業からの業務委託先として提案事業者が資金の一部の支払い先になると、募集要項P6に記載の「（3）資金サポートの進捗管理・都の事務補助」の業務提供を行うことは、貴都として利益相反等の観点から問題ないでしょうか？ | 原則として認めません。 |
| 7 | 公募要項 1. はじめに・事業の目的について、別途KPIを設定し、Before～Afterで支援スタートアップの成長度合いを確認することは理解していますが、具体的にどのような成長を今回の18か月でイメージされていますか？ | 公募要項P4に記載の【スタートアップが設定するマイルストーン・成果例】を参照ください。その上で、審査基準に記載のとおり、本プログラムの成果について検証できる提案をお願いします。 |

SusHi Tech Global 成長加速プログラム運営事業者募集 質問回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 8 | 公募要領 2. 事業概要 P2の【本事業のスキーム図】について、SusHi Tech Global事務局と成長加速プログラム運営事業者がそれぞれ形成する「多様な支援者ネットワーク」は両事業の相互連携による効果的な推進のために相互に共有される予定でしょうか？（その場合、両事業者間での連携協定を締結する可能性がありますでしょうか？）あくまでも各事業で個別にネットワーク形成をしてSU支援を講ずるスキームを想定されているのでしょうか？ | STG事務局と成長加速プログラム運営事業者は、相互に連携してスタートアップを支援していくことを想定しています。連携協定については、各事業者間で必要性をご判断いただき対応ください。 |
| 9 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (1)成長加速プログラムの制度設計①について、成長加速プログラムの制度設計は、都と今回選定された事業者とで決める旨記載がありますが、それ以外の者（STG事務局や外部専門家など）は関与しない、との認識で相違ないでしょうか | 本協定事業者が中心となって成長加速プログラムの制度設計を担いますが、SusHi Tech Globalは“みんなでつくる”というコンセプトを重視しています。STG事務局や本協定事業者だけでなく、多様な支援者等を含め、みんなで創り上げていく事業であることを念頭に置いた上で、ご提案ください。 |
| 10 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (1)③成長加速プログラムの成果指標等の検討・設定について、"スタートアップの成長を可視化し、本事業の効果検証ができる定量的な指標を検討し都へ提案"は、どのようなイメージでしょうか？ | 支援を受けたスタートアップがどのような成長を遂げたか可視化できる定量的な指標をご提案ください。 |
| 11 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (2)③審査・選定について、選定されたスタートアップが3社未満の場合、当該プログラムは実行されないと認識で相違ないでしょうか。また、その場合本事業者が受領する手数料は減額されるのでしょうか | 成長加速プログラムの対象となるスタートアップは追加募集を含め3社以上になるように選定することを想定しています。 |
| 12 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (2)④協定締結に係る支援について、協定締結に係る支援において「都とスタートアップの協定締結にあたり、都が必要と認めた場合において弁護士によるリーガルチェック等を実施する。」とありますが、協定金から弁護士費用を捻出するという認識で正しいでしょうか？ | お見込みのとおり、協定金から捻出するという認識で相違ありません。 |
| 13 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (4)②多様な支援者と協働した支援の実施について、"多様な支援者の候補や支援規模・予算配分等を盛り込むこと"の予算配分は、採択スタートアップや進出国次第で、調査・アクセラレーション・M&Aアドバイザリー等それぞれの所要費用が変動するため、レンジでの提示でも差支えないでしょうか？ | 別紙2協定金の支払に係る評価方法及びKPIの説明の記載のとおり、KPIについては採択社数確定後速やかに確定した社数をもとに再設定することとしています。提案時は想定で計上していただきますが、スタートアップの採択後、支援プログラムにかかる経費を改めてKPI設定シートにて大幅な変更に亘らない限りにおいて再設定し、都の承認を得て変更することも可能です。 |
| 14 | 公募要項 4. 本事業者の役割 (7)その他について、定例会議の参加者は特別プログラム提案者と貴都の2者でしょうか？事務局企業やその他事業体も参加するのでしょうか？その他、情報管理の観点で都を除く第三者に情報共有が必要となる場面はあるのでしょうか？ | SusHi Tech Global成長加速プログラム運営に関する協定書（案）第6条役割分担記載のとおり、STG事務局と連携し、必要な情報を共有することとしています。共有する情報などについては、本事業者と協議の上決定します。 |

SusHi Tech Global 成長加速プログラム運営事業者募集 質問回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 15 | 公募要領5. 本事業の期間について「本事業の期間は協定締結の日から令和9年12月31日までとする。」とあり、年度ごとに3回に分けて締結される仕様となっていますが、今回の公募では3か年度分すべて一括で事業者を選定される趣旨と理解しています。他方で、3か年の中で、余剰予算が発生するなどして、追加で成長加速プログラムの運営事業者の公募が実施される可能性などはあるのか念のため確認させていただきたいです。 | お見込みのとおり3か年度分すべて一括で事業者を選定し、年度毎に協定を締結します。第1期事業者を追加で選定することは想定していませんが、第2期事業者については改めて公募の上採択します。 |
| 16 | 別紙1 協定書について、公的資金管理において、資金使途に関し認められる費目制限や不可項目はリスト化されていますか？ | 資金使途等制度設計については、本事業者と協議の上決定します。 |
| 17 | 別紙2 KPI設定シートについて、支援対象スタートアップ10社のうち、年度途中での入替や追加が認められるのでしょうか？またその場合、協定金算定方法の変更は発生しますか？ | 支援対象スタートアップについて、年度途中での入替や追加は現時点においては想定していません。 |
| 18 | 別紙2 KPI設定シートについて、本事業及び成長加速プログラムの理念・目的に照らし真に支援するべきスタートアップが採択され支援がなされたか、とあります「真に支援するべき」は具体的に何を指していますでしょうか？ | 本事業の理念や目的に照らし、支援意義が高いスタートアップが採択されていたのかという点を外部有識者にご審査いただきます。 |
| 19 | 別紙2 KPI設定シートについて、成果評価にあたって、外部専門家を招聘して客観的な評価を行うありますが、具体的にどのような領域の外部専門家に評価を依頼する想定でしょうか？ | 主にグロース期のスタートアップ施策に関連する当該分野に精通した専門家や、スタートアップビジネスに明るい士業の方々等を想定しています。 |
| 20 | 別紙3審査基準 2 (1)について、審査委員が選ぶスタートアップが必ずしもプログラムにマッチしていない先が選ばれる可能性がありますが、それを避けるために、各スタートアップからの応募書類に「どの国でどう事業を伸ばしたいか？」「進捗状況」等について記載いただくことは可能でしょうか？ | 可能です。応募書類の詳細は都と協議の上決定します。 |
| 21 | 別紙3審査基準 2 (1)について、事業者及び支援者が用意したプログラムをスタートアップが使わない可能性があると思いますが、例えばスタートアップが受け取る協定金の中から一定金額はプログラムを受けるために使うことを促すような仕組みはあるのでしょうか？ | プログラムの受講を資金サポートの採択の条件とすることを想定しています。 |
| 22 | 別紙3審査基準 2 (5)について、事業者が紹介した支援者ではなく、採択スタートアップが独自に選出した類似事業者を採用したいと依頼があった場合も、協定金を使用して差支えないでしょうか？ | 差し支えありません。 |